

令和 6 年 9 月市議会定例会

令和 6 年 9 月 2 4 日提 出

追加議案

橋 本 市

議 案 目 録

議案第 18 号	令和 6 年度橋本市一般会計補正予算(第 7 号)について	・・・P1
議案第 19 号	橋本市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	・・・P9

議案第 18 号

令和 6 年度橋本市一般会計補正予算(第 7 号)について

令和 6 年度橋本市一般会計補正予算(第 7 号)を、別紙のとおり議会の議決を
求める。

令和 6 年 9 月 24 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和 6 年度 橋本市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 6 年度橋本市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 11,534 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30,960,870 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 6 年 9 月 24 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
19 繰	入 金		
		2 基	金 繰 入 金
22 市	債		
		1 市	債
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
2,849,247	1,134	2,850,381
2,813,560	1,134	2,814,694
1,780,700	10,400	1,791,100
1,780,700	10,400	1,791,100
30,949,336	11,534	30,960,870

歲 出

款		項	
10 教	育	費	
		3 中	學 校 費
歲 出		合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
2,769,509	11,534	2,781,043
175,847	11,534	187,381
30,949,336	11,534	30,960,870

第2表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共施設等適正管理推進事業	千円 876,000	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

補 正 後			
限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
千円 886,400	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式 で借り入れる公的資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合によ り据置期間及び償還期限を 短縮もしくは繰上償還又は 低利に借換えることができ る。

議案第 19 号

橋本市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

橋本市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 24 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市国民健康保険条例の一部を改正する条例

橋本市国民健康保険条例(平成18年橋本市条例第150号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
第8章 罰則 第14条 世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第5項</u>の規定による届出をせず、<u>又は虚偽の届出をした場合</u>においては、その者に対し、10万円以下の過料に処する。 第15条～第17条 略	第8章 罰則 第14条 世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第9項</u>の規定による届出をせず、<u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u>においては、その者に対し、10万円以下の過料に処する。 第15条～第17条 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第260号)第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。